

第百五十六回国
参議院法務委員会會議録第四号

平成十五年三月二十七日(木曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 魚住裕一郎君
理事 荒井 正吾君
市川 一朗君
千葉 景子君
荒木 清寛君
井上 哲士君

委員

岩井 國臣君
柏村 武昭君
佐々木知子君
陣内 孝雄君
野間 越君
江田 五月君
鈴木 寛君
角田 義一君
浜四津敏子君
平野 貞夫君
福島 瑞穂君
本岡 昭次君

國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君

副大臣

法務副大臣 増田 敏男君

大臣政務官

法務大臣政務官 中野 清君

事務局側

常任委員会専門員 加藤 一字君

政府参考人

法務大臣官房長 大林 宏君

法務省刑事局長 樋渡 利秋君
法務省矯正局長 中井 憲治君
法務省人権擁護局長 吉戒 修一君
外務省総合外交政策局国際社会協力部長 石川 薫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(魚住裕一郎君) たいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に法務大臣官房長大林宏君、法務省刑事局長樋渡利秋君、法務省矯正局長中井憲治君、法務省人権擁護局長吉戒修一君及び外務省総合外交政策局国際社会協力部長石川薫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 連日御苦勞さまでございます。今日も名古屋刑務所問題等にかかりまして質疑をさせていただきますというふうに思います。昨日も予算に関連いたしまして何点かお尋ねをさせていただきましたとおりですが、それと多少重なり合う部分もございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、昨日もお聞きをいたしました。行刑改革会議につきまして改めてちよつと何点か聞かせていただきたいと思います。

昨日、法務大臣も、私が提起をさせていただきました考え方、おおむね御理解をいただき、共通な認識を持たせていただいているというふうに受け止めていただいております。

ただ、漏れ聞こえてまいりますところ、大分、行刑改革会議のメンバーも固まりつつありなのではないかとこのように推測をされます。それぞ

れ、私も聞き及んでいる限り、大変立派な、そして造詣の深い皆さん方であろうかというふうに承知をいたしておりますが、ただ、必ずしも、言わば刑務所にかかわる問題、あるいは例えば刑務所等収容施設内での医療などにお詳しい方等がそろ

われているかなと、こういう感じもいたします。もう一つ気になりますのは、やはりNGO、こ

れまで人権問題などに大変積極的に、法務省とはいささか対立関係にあるかもしれませんが、こ

う皆さんが入っておられるのかな、こんなところがちよつと疑問でございます。

大臣、どうでしょう。大臣が今御選任を進めておられる中に人権にかかわるNGOの方などが入っておられるのでしょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) いわゆる行刑改革会議というふうになつておられると思っております。この民間の有識者の会議でございますけれども、一連の名古屋事件をきっかけにいたしまして、それを教

訓に再発の防止をしつかりしよう、万全を期しようということで、今までの専門家ももちろん大切でござい

ますけれども、更に広く国民全体の立場から広く眺めていただいている御意見を自由に言

っていただくという気持ちもございまして、専門家という方ばかりではもちろんござい

ませんで、そうでない広い見識をお持ちの方ということも加えなければならぬと思

いますので、どなたが最終的に決まらるかまだはつきり決めておりませんけれども、今、先生がおっしゃ

いたような方だということに目される方がいらつ

しやるとか決めたとか言うわけには、今のところまだ申し上げることはできないでござ

います。ただ、広い視野から自由な立場で御発言をいただ

きたいという気持ちは、今おっしゃったような立場の方も、あるいはそのよう

な立場の方も、あるいはそのような立場の方も是非入

つていただくというふうなふうに思っておりますので、何と申したらよろしいん

でしょうか、先生の御趣旨を体しつつこれからは最終結論に行きたいというふう

に考えております。

○千葉景子君 それともう一つ、やはりこのような議論を進めていくためには、それを言

わば支えていく、あるいは準備を進めたりあるいは議論を整理をしたり、そ

ういう事務方というののも大変重要な役割であろうと思

います。そこが一生懸命やつぱりこの問題に即して動き回ることができま

せん。と実を上げることができません。この事務方については大臣はどのよう

に考えておられますでしょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) 今のところ、事務次官が事務局長というこ

とで進めようかと思っております。

○千葉景子君 こどもやつぱり、事務方が法務省内の皆さんだけで占められるというこ

とではな

して、先ほど大臣もおっしゃいましたが、メンバーとしては本当に幅広いいろんな、各分野からの皆さんということでございますけれども、この事務方については、正にそれこそ専門的な皆さんをこの事務方として加えて作業、そしてまた内容の濃いものに進めていくということが必要ではないかというふうに思います。

そういう意味では、そういうところにもやっぱり、刑務所とのいろんな関係をよく分かるあるいは調査能力なども持つ、例えば弁護士とかそういう方も外から加えながら事務方を作っていくと、これも必要だと思いますが、そういうお考え方取っていただけますでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 数が限りがありますので、すべての分野のすべての専門の方をというわけにはまいりませんのですけれども、場合によって、この分野の方のこの御専門の御意見を、この方の御意見をお聞きしたいというようなときには事情を伺うためのいわゆるヒアリングの機会もできるだけたくさん作りたいと思っておりますし、何に限定してどなたに固定してというようなことを余り堅苦しく考えないでやっていきたいというふうに考えております。

しかし、あくまでも行刑改革会議のお立場というのは、広い視野から国民の立場を反映するというところでありますので、それをまとめてきちっとしていかなければならないということもおっしゃるようになりますので、それはどちらかといえは事務方の責任ではなからうかというふうに考えますので、事務次官が中心になって、矯正に限らず全省のすべての人の力をかりてやっていかなければならないと考えて、申し上げたようなおせん立てを今のところ考えているわけでございます。○千葉景子君 是非、今申し上げましたような点を念頭に置いていただくこと、それからこの行刑改革会議が立ち上がりまして、その会議のメンバーの皆さんがやはりいかに自分たちがいい議論ができるように、それをサポートしてもらう事務方ということになりますので、そういうメン

バーの意見、事務方にこういう人を入れて仕事ができるように、あるいは調査をしてもらえるようにと、こういうことなどがやっぱり出てくるかと思えますので、是非そんなことがありましたら、この際、大いにそういう意見を尊重して、より良い議論になりますように取り計らっていただきたいというふうに思いますが、その点、念頭に置いていただけますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生の御指摘を十分踏まえまして、今後努力いたしていきたいと思えます。

○千葉景子君 それでは、刑務所にかかわる問題で、何点かこのところ私の元にも気になるような意見が寄せられております、訴えと申しましようか。既にこの委員会でも指摘があった問題もございまして、改めて聞かせていただきたいと思えます。

一つは、刑務所内で、職員の方々の皆さんということになるんですけども、空出張が横行しているのではないかと、こういう指摘がされております。どういうことかという点、受刑者を護送するような場合の出張などがありますと、本来は、本来というか、旅費としては、日程としては一泊の出張という申告にして、そしてそれを日帰りにして旅費を浮かせている、こういうケースがかなりいろいろな刑務所等で行われているのではないかと、こういう訴えなどが私のところにも届けられておるんですけれども、多分いろいろな厳しい財政をやくりくりしようということかもしれないけれども、こういうものが横行しているということとはやはり正常なことではありません。

この点について、もし法務省の方で承知をし、あるいは把握をし、あるいは何か手だてを講じたりしているのか、あるいは初めて知ることであるということであるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(中井憲治君) お答えいたします。平成十三年の十一月以降、新潟刑務所の護送出張について私どもで調査いたしましたところ、新

潟刑務所では一泊二日の日程で旅費を受領しながら日帰りするという旅費の不正受給があった事実を確認しております。このような行為は誠に遺憾であると私どもも受け止めております。

矯正局といたしましては、この事実を受けまして、全庁に通知を出しまして、旅費の適正な運用について注意を喚起いたしました。また、このほか、監察等の機会を通じて、同種事案の再発防止に努めるよう矯正管区や現場施設に対して厳しく指導しているところであります。また、このような不正受給というものは改善されたのではないかなと思っております。ございませうけれども、なお今後とも引き続きこのような不正のないようチェックしていきたいと考えております。

○千葉景子君 今、新潟刑務所の例を引かれました。私もその新潟刑務所の問題を承知をさせていたしておりますが、これどうですか、それで改善方を命じてやっておるといことですが、実態としてどうだったんですか。こういうことが言わば日常的に行われているような実情だったんです。どうか、全国的に。あるいは新潟等が特有な、特有と言つて変ですね、非常に限られた問題だったんでしようか。その辺についてはきちっと調査等されておられますか。

○政府参考人(中井憲治君) 最初に、新潟刑務所の事案について中身を御報告いたしますと、東京矯正管区におきまして、平成十年四月から平成十三年十月までの護送出張につきまして、護送計画書や旅行命令簿等に基づき、関係職員からの聞き取り調査を行いました。

その結果でございますが、この期間内に宿泊を伴う出張において日帰りをした延べ人数は三百二十七名。それから、不正受給額は三百五十二万円というところでございまして、これら不正に受給した旅費については全額返納をさせました。職員の出分については、調査が平成十四年十二月に終了したところでございまして、処分すべきものは処分するということで、東京矯正管区において現在検討中であるという報告を聞いております。

また、他の施設についてはどうかという、そのような情報があるのではないかとのお尋ねでございますけれども、私どもとしましては、当該情報の内容がどのようなものであるかつまびらかでございませうけれども、新潟刑務所における事案の発生後は、先ほど申しましたように、各矯正施設に対して旅費の適切な運用について指導を徹底しているところでございまして、現在はそのような問題はないものと、かように思っているところでございますけれども、万が一同様な事案が他の施設においてあると、こういう事実が判明いたしました場合には、新潟刑務所と同様、厳正に対処していきたいと考えております。

○千葉景子君 是非、こういうことが日常茶飯事のようにいろいろな施設で行われていなかったことを私も望みますけれども、是非きちっとした調査をしていただきまして、対処するように要請をしておきたいと思えます。

それから、これも既に指摘がございましたが、刑務官等の勤務実態ですね。これもやはりかなり過酷な状況があるかというふうに思います。だから、このようないろいろな不祥事が起こっていると短絡的につなげることはできませんが、非常にやっばり厳しい勤務実態、そういう中で本当に一生懸命受刑者の更生などに何とか寄与しようと頑張っている人も当然いるわけでして、少し刑務官等の勤務あるいは働き方もやっばり人間らしくできることが受刑者に対してもやっばり人間らしく対応できる本当に最低限の条件にもなるかというふうに思っています。

本当に、休日出勤が続くとか、それから時間外勤務、これも日常で、しかも超過勤務手当などは当然カットされてサービス残業になっている、そして休憩時間はほとんど取れない、こういう状況。そして、東京拘置所などの一例ではございませうけれども、新しく新庁舎でその移転や作業などによって更に多忙を極めると、こういう話も耳にしております。

どうでしょう、この刑務官の勤務の実情です

ね、こういうものは法務省の方できつと調べて調査をして、その改善方などを取り組まれた経緯はこの間あるのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 委員御指摘のとおりでありまして、刑務官、施設ごとに若干違いはございますけれども、勤務時間に応じた休息、休憩時間というのが確かに定められているところでありまして。しかしながら、私も承知している範囲でも、その職務の特殊性から、仮に休憩時間中であつたとしても緊急事態等が生じた場合には直ちに職務に就かなきゃならないと、こういう実情がございます。

また、近年、被収容者急増いたしまして、全国的に業務量が増加しております。

御指摘のとおり、超過勤務が常態化している施設もございますし、当局において把握している限りでも、行刑施設の職員一人当たりの平均年次休暇の取得日数は年々減少しております。平成十三年度におきましては五・五日となっております。また、いわゆる週休日の取得につきましても、全施設の約九二%に当たる六十八庁におきまして四週八休は確保できておりません。このうち三庁においては四週七休さえも確保できていないという等々の状況を私も把握しております。刑務官の負担増は顕著な状況でございます。

こういう状況を踏まえまして、現在御審議いただいております平成十五年度予算案におきましては、行刑施設の職員については二百四十三人の増員をお願いしているところでございます。純増ペースを申しますと、定割数を差し引きますと百二人の増員、純増ということになるわけでございまして、被収容者は今後とも増加することが予想されます。その動向を踏まえながら、今後とも必要となる要員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○千葉景子君 是非一度、各施設の勤務実態などを調べていただきまして、御報告をいただければと思いますので、よろしく願います。

やつぱり刑務官の皆さんというのは、こういう本場に施設内で休みもなく朝から夜まで、夜中まで働いておられる。しかも、普通、大体住まいも、宿舍等が刑務所施設の敷地の隣というか中にある、そこを歩き来をしている。休みはない。そういう状態で、ほとんど外部との接触あるいはリフレッシュをするようなそういう環境にない。こういう職員の側にも、その風通しの悪さといひましようか、非常に閉鎖的なやが社会になつてしまつていく。こういうことも刑務所の様々根深い問題を生ぜしめている一つのやが要因になつていくのではないかなという感じがいたします。

そういう意味では、こういう面もきつと実情を調査をいたしまして、やはり人間らしく職務に携われるような、そういう環境整備というものを是非実現をしていただきたい。これはまた今後の行刑改革会議等でも議論になる部分かと思ひますけれども、是非この委員会等でもまた今後引き続き議論させていただきたいというふうに思ひます。

さて、先般来要請をいたしまして、死亡帳を提出をいただきました。今日、この間いろいろ個々指摘をさせていただいてる部分もありまされども、野党間で皆さんと調整をさせていただきまして、どうもちよつと問題がありそう、死亡帳の記載だけを見ましてもどういう経緯で死に至つていのかがいま一つ分かりにくい、あるいは何か疑義を感ずると、こういうものをビクアップをいたしまして一覧表にいたしました。これお届けをいたしますので、是非これについて、カルテそれから保護房収容の有無、革手錠使用の有無、そういうケースなどは特にそれに関連する身分帳の記載、それからこういう事件について矯正局にどのような形で報告がなされてきたのか、こういう点について、資料をきちつと提出をいただきたいというふうに思ひますが、まずその点についていかがでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 御指示いただきました。やつぱり刑務官の皆さんというのは、こういう本場に施設内で休みもなく朝から夜まで、夜中まで働いておられる。しかも、普通、大体住まいも、宿舍等が刑務所施設の敷地の隣というか中にある、そこを歩き来をしている。休みはない。そういう状態で、ほとんど外部との接触あるいはリフレッシュをするようなそういう環境にない。こういう職員の側にも、その風通しの悪さといひましようか、非常に閉鎖的なやが社会になつてしまつていく。こういうことも刑務所の様々根深い問題を生ぜしめている一つのやが要因になつていくのではないかなという感じがいたします。

た各案件につきまして、いわゆる事件性の有無あるいは犯罪性の有無、それと、個別の関係者のプライバシー等をよく勘案しながら、前向きに検討させていただきたいと考えております。

○千葉景子君 私たちも、プライバシーを侵害をしよう、あるいはそれに立ち入ろうという意味ではございません。やはり、その実情をきちつと把握をさせていただきたいということでございまして、今申し上げましたカルテ、それから身分帳、関連する身分帳、そして報告書等、これは一遍には、そこまでは申しませんが、是非御提出をいただきたい。

本来であれば、私もきつと一枚一枚死亡帳をめくつて、問題がありそう、あるいはなさそうだとやるまでもなく、法務省の当局の方で、やつぱりこれだけの問題になつていくわけですから、これはきつときちつと報告をしないといひ皆さんにも疑問を持たれるのではないかと。こういうことを自ら明らかにしていく、自ら資料をきちつとだけ順次提出をするという姿勢が私は必要だといひふに思ひます。こちらからリストまで作つて出さなきゃいけないというのは甚だ私は遺憾でございまして、いづれにしても、これからでも結構ですから、順次お願いをしたいというふうに思ひます。

今日出した中でも、本当に決して面白おかしく考へているわけでは決してないわけですね。

例えば、既にきつと調べてお分りのことであれば報告をいただきたいといひふに思ひつておりまされども、先般もお聞きいたしました。通し番号が付いているんですが、それが欠けているものがございまして。この通し番号が欠けているもの、その理由があるかといひふに思ひます。内容も、その通し番号がない事例といひふは、内容も何か極めて疑義を感ずるような、こういう内容のものも多いのです。

これも番号がないものは指摘をさせていただいておりますけれども、例えば順次あれしますと、黒羽刑務所に二件ございまして。それから前橋刑務

所でも一つございまして。それから、これは刑務所といひても少年刑務所にもあるんですね。水戸少年刑務所にも二件ございまして。それから松江の刑務所にも一件ございまして。それから鹿児島刑務所にもやつぱり番号がないものがある。あるいは札幌刑務所にも番号がない、そこだけ続き番号がないものがあるといひふてもございまして。

そして、例えばその中で前橋刑務所などは、全くそのほかの用紙と違う様式での死亡帳になつております。検印もされていないと、こういう死亡帳でございまして。内容も、そういうもの、続き番号がないようなものに限つて大変不思議な死因といひますか、例えばその今の前橋の、全く様式も違う、検印もない。これは、病名は吐物による窒息といひふことでございまして。のどを詰まらせるといひふようなことは決してないわけではありまされども、それで死に至るといひふのは、年齢等をお聞かせいただかなければ分かりまされども、そんな、それまでの経過がどんなことだったのかと大変疑問に感じまされ、そのほかでも、黒羽のケースなどは単にその死因が心臓停止といひそれは亡くなつて心臓停止は当たり前であるといひえは当たり前なんですけれども、こういうことしか記載をされておられまされ、その経過全然分かりまされ。

これは、悪く推測をいたしまして、問題があるからこだけ別な様式で作つて、その経過を伏せてあつたのではないかと。あるいは、これが出るとまづいので、一回それを引つて抜いて作り直したか何かしたんじゃないかと、こういうことを悪く言えば疑うことにもなりかねない、こういうことがございまして。

こんな辺り、もし何かお分りのこと、きちつと御説明していただけるようなことがございましてらお聞かせください。

○政府参考人(中井憲治君) 個々の、御指摘いただきましたその個々の事案の詳細につきましては調査させていただきたいと思ひますけれども、まずその形式的な面で御疑念がございまして、そ

の点について私どもが取り急ぎ調査した結果を御報告させていただきます。

先般、二十日でございますが、法務委員会の際、委員から、平成十三年と平成十四年の黒羽刑務所身分帳のうちに通し番号がないものがあるという御指摘をいただいたわけでございます。

この点について私どもが取り急ぎ調べた結果を申し上げますと、黒羽刑務所では、今回、死亡帳のコピーを矯正局に送る際に、黒羽刑務所で保管している死亡帳のコピーと同刑務所の宇都宮拘置支所で別途保管している死亡帳の写しがあつたわけですが、これをそれぞれ別々に送れば足りるにもかかわらず、その両者を合体いたしました、なおかつ時系列順に並べ直して送ってきたという事実が判明いたしております。したがって、宇都宮拘置支所における平成十三年及び同十四年の死亡者がそれぞれ一名でございますが、当該死亡帳に通し番号を記載していなかったことから、それが途中に、今言うように、時系列順に並べ直す作業の際に挿入されて、委員御指摘のような状態になったのではなからうかと私どもでは把握している次第であります。

これを契機といたしまして、他の施設分についても取り急ぎ調査をさせていただきました。他の施設でも、この黒羽刑務所と同様に、一連番号を付した本所の分の死亡帳のコピーの間に番号の記載漏れのあります支所分を挿入したため番号が飛んでしまった例というのがございました。このほか、死亡帳につき、施設によってはそもそも番号を付していないところもございました。また、死亡帳の様式は途中で旧様式から新様式に変えているわけでございますけれども、この旧様式については番号を付していない施設がございました。

また、今申し上げた様式変更でございますけれども、平成六年の末までは縦書きであつたものを七年から横書きに改正しているわけでございますけれども、その改正以降相当期間が経過しているにもかかわらず、漫然となお縦書き様式の古い用紙を依然使用しているものや、あるいは施設によ

りましてはワープロ等を利用して同じ様式を作りまして、これを作成しているものも散見されたところでございます。

要は、この死亡帳の整理番号に係る記載要領とこの点があるわけでございますけれども、これが徹底されていなかったという点が一つと、そのほか単純な記載漏れ、誤記があるといったものも見受けられたところでございまして、私どももいたしましては、これらの点について改めて指導して、適切な事務処理に努めさせたいと考えております。

○千葉景子君 今お聞きいたしました、全部が同じではなくして、支所から来ている、あるいは様式が統一されていなくてワープロで別建てで打って使っていたとか、ちよつとそれはそれぞれきちつと整理をして、御報告を、後日でもよろしいですので、書面にするなりして御報告いただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○政府参考人(中井憲治君) 若干時間を拝借いたしました。資料を作成したいと思ひます。

○千葉景子君 今、その体裁とか様式等に絡んで大変疑義のあるものを多少指摘をさせていただきます。

様式ばかりではなくて、内容としても非常に死亡帳から考えるに疑義といえますか事件性を感じさせる、あるいはそれまでの病歴の経過あるいは死に至る経過、これが非常に疑問視されると、こういうものがございまして、その一覧で出させていた、だいたいの、すべてそれはいろんな問題がありそうなんですけれども、その中でも幾つか挙げさせていただきますと、例えば、あれですね、保護房に係る事例なども何か非常に問題を感じます。大阪の拘置所、これは六の一というケースですが、これ保護房の事例です。それから六の二、これも単に自然死ということではないんだろと思ひますが、検視がなされていない。なぜそういうことになっているんだろかと。それから十三の四、これは脱水性のショックという死因になっております。ただ、その経過はこれ多少書かれてお

りまして、多分、居居の壁をたたくとかあるいは大声を発する、こういうケースのようでございます。これは、そうすると、推測するに、保護房収容などが経過してあつたのではないかと、こういうことも推測をされる事例でもございます。

それから、これは少年刑務所なども起こつていふことでございまして、川越少年刑務所七の一、これはやっぱり保護房収容中でございます。保護房収容中、吐物吸引による窒息と。保護房の中でこういう事態に立ち至つていふのは一体どういうことこの経過があつたんだろかと。これも非常にその措置とかその処遇の実態というのが大変気になるところでございまして。

水戸少年刑務所でも、平成八年、これも番号なしです。それから、平成十年、番号なしですが、窒息死というものがございまして。少年ですから、窒息死といつても、なぜ窒息死などが起こるんだろと、こういう疑問が生ずるところでもござい

ます。

そのほか、鹿児島刑務所の七の二、これも保護房拘禁中ということで、やっぱり保護房拘禁中に亡くなるというのは、やっぱり本当に自然の状態とは考えられません。

こういうものがありますし、それから福岡拘置所の十の一は、これも単なる窒息ということですが、けれども、非常に窒息のようなものが多い。普通の生活状況であればそう簡単に窒息というのは考えられないわけで、こういうことも、一体背景に何があるのか。

それから、高知の十一の一、これは急性心臓死ということですが、これは司法解剖に回つております。これは、司法解剖に回つていふことは、それなりに何らか事件性を疑問視されたものではないかというふうに思われます。

それから、笠松の九の一、これも経過を見ると、大声を発し、扉まではつて出房後、静かになつた、こういう記載もありまして、これは大声を発するとか、かなり動きが激しいということになりまして、これも推測ですけれども、保護房な

どがやっぱり使用されていた事例ではないかという疑いを持つところでもございまして。

これらをちよつと挙げさせていただきますけれども、これなどはいろんな意味で疑問を生ずるものですから、是非こういうものを真つ先に、そして挙げた事例についてのやっぱり納得できる資料等を是非おそろえたい、だいたいというふうに思ひます。いかがですか。今の挙げた事例などを中心にして、まず資料の提出をお願いしたいと思います。

○政府参考人(中井憲治君) 御指摘を踏まえまして、個別案件ごとに検討させていただきますと思ひます。

○千葉景子君 それから、医療の問題も昨日も若干触れさせていただきました。やっぱりこれは本当に、これもかなりひどい状況のように思われます。

常勤、非常勤の話が昨日も出ました。この常勤、非常勤の区分け、基準というのは何ですか、医師のですね。

○政府参考人(中井憲治君) 刑務所に勤務する医師は一般職の国家公務員であります。休日等を除き、毎日、勤務時間中、常時勤務することを要する職員が常勤職員でございます。これに対して常時勤務することを要しない職員が非常勤職員とされているものと承知しております。

○千葉景子君 そうすると、全然それとは違つた実態が存在しているわけで、これも全部は挙げませんけれども、例えば宮城刑務所などでは内科の医師が常勤として三名でございます。ところが、それぞれの勤務の実情を出していたいたいのから見ますと、一人が月曜日だけ、それからもう一人は火曜日と水曜日だけ、もう一人は木曜日だけと。これで常勤です。

今のおつちやつた基準等から考えますと、とても常勤ということには当てはまらない、しかし常勤の多分待遇はされているというところになるんでしょうか。どうですか、実態は。

○政府参考人(中井憲治君) 三名につきまして

は、矯正施設に勤務する常勤医師の給与でござい
ますけれども、これはそれぞれの医師の知識、経
験に応じて関係法令に基づいて決定しているこ
ろでございします。

刑務所に勤務する常勤医師についてでございま
すけれども、その技術、能力の維持向上の必要
上、刑務所長の命令によりまして、当該施設にお
いて勤務する以外の時間について、勤務の一環と
して大学等で研修を行わせているものでございま
して、このような場合であっても常勤医師として
所定の給与を支給しているものと承知しておりま
す。

○千葉景子君 変じやないですか。そういうケー
スが、一定の期間研修に行くとかそういうことは
あっても、恒常的に今申し上げたような形の医師
の勤務が常勤として整理されているわけですよ。
これは別に、この宮城刑務所を取り上げましたけ
れども、必ずしもここに限ったことではない。む
しろ、非常勤の方がもつと、もうちょっと勤務
やつていたり、こういう実情があるんですよ。
これおかしいじゃないですか。

一回、改めてこの点についてはどうするのか検
討いただかなければいけないと思いますけれど
も、いかがですか。

○政府参考人(中井憲治君) 確かに委員御指摘の
ような点もございしますので、刑務所内における勤
務と研修の比率ということも含めまして、今後検
討に値する、検討していかなきやいけない課題で
あるというように考えております。

○千葉景子君 ただ、出していただいた資料は、
そういう意味では実態に合っていない、何か作り
物の資料だということになりますよ。そこをちゃ
んと、もしあれならばもう一度そこを作り直す、
あるいは実態をもう一度きちっと詳細に知らせ
ていただきたというふうに思いますので、それだ
け指摘をして、時間ですので終わらせていただき
ます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。
千六百名分の死亡帳が提出をされた。これに基

づきまして、やはり刑務所内におけるいろんな問
題をメスを入れて解決をしていくというのが、資
料を求めた私たち国会の責務だと思っております。

先ほど千葉委員からありましたように、この死
亡帳の中から不審な点がある事例二百余を一覧
表として出させていたしておりますので、関係
する資料の提出、併せて積極的な対応をまず求め
ます。

その上で、既にこの間も指摘もしましたし、ま
た洗い出しも法務省としてされていると思いま
すので、この中にある幾つかの点について具体的に
聞きますが、まず、これは先日指摘もありました
名古屋の平成八年十番の例であります。肝臓
破裂による腹腔内出血というものであります。右
側胸部から側腹部にかけて強度の疼痛を訴えた
と。これ、急死事案でありますけれども、死亡帳
には検察への通報の記載もありませんし、所長
視も総務部長が代行しているものであります。腹
腔内出血ということで、保護房・革手錠事案、事
件ではないかという疑いを我々持つわけでありま
すけれども、この点、その後調査で明らかになっ
ているでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 御指摘の案件につ
きまして、取り急ぎ死亡帳等の関係記録により調査
した結果を御説明させていただきたいと思いま
す。

当該事案でございしますが、名古屋刑務所の病舎
に収容中の五十歳の受刑者が、平成八年十月四
日午後四時ころ、右側胸部から側腹部にかけて強
度の疼痛を訴えました。そこで、直ちに腹部超音
波検査を実施いたしましたところ、委員御指摘の
とおり、肝臓破裂による腹腔内出血が認められ
たため、同日午後四時四十五分に重症の指定をい
たしまして、輸血や止血剤の点滴等を実施するな
どいたしました。このような治療のかいなく、
同年十月六日午前三時三十分、心肺停止して死亡
が確認されたというものであります。

死亡帳に記載しております、に記載があります

ように、同日午前三時三十分から名古屋刑務所の
総務部長による行政検視を実施しております。そ
の後に、名古屋地方検察庁岡崎支部と聞いており
ますが、同支部に対し通報したという報告を受け
ております。

また、お尋ねの保護房収容、革手錠使用の有無
についてでございしますけれども、保護房収容や革
手錠使用はないという報告を受けております。
この事件の詳細につきましてはなお調査中であ
ります。

○井上哲士君 通報はしたが、検視、検察による
検視は行われなかったと、こういうことではないん
でしょうか。

○政府参考人(榎渡利秋君) 現時点までの調査を
前提にお答えいたしますと、お尋ねの事案につ
きましては、名古屋地方検察庁から司法検視に関
する書類が存在する旨の報告は受けておりません。
このことからしますと、お尋ねの事案につきま
しては司法検視を行っていない可能性が高いと思
われますが、念のため、報告漏れがないかどうか再
度、司法検視の有無について再確認を指示してい
るところでございします。

○井上哲士君 それから、名古屋の平成九年四番
の例であります。これも脳血管障害で急死をし
た事案です。急死の場合は検視をするということ
のはずであります。これも死亡帳には検視の記
載がありませんが、この点はどうかだったんでし
ょうか。

○政府参考人(榎渡利秋君) 司法検視のお尋ねで
ございします。

同じように現時点までの調査を前提にお答えい
たしますと、お尋ねの事案につきましては、名古
屋地方検察庁から司法検視に関する書類が存在す
る旨の報告は受けておりません。このことからし
ますと、お尋ねの事案、この事案につきましても
司法検視は行っていない可能性が高いと思われま
すが、念のため、報告漏れがないかどうか再指示
をしているところでございします。

○井上哲士君 通報はされていたんですか。

○政府参考人(中井憲治君) この事案につきま
して取り急ぎ関係記録によつて調査したところで
ございしますけれども、八月九日午後五時十五分
から、死亡帳に記載がありますように、総務部長に
より行政検視を実施した後、名古屋地方検察庁に
通報したという報告を受けております。

若干付け加えていただきますと、保護房収
容や革手錠使用については、これははないという報
告も併せて受けておりますけれども、事案の詳細
につきましてはなお調査中でございます。

○井上哲士君 この際、こうしたいろんな不審な
点がある問題については徹底した調査を重ねて求
めますし、また名古屋や府中、横須賀の保護房の
死亡事案についても徹底した真相の究明を求めま
す。

一連の問題を解決する上で、身内だけの調査で
は駄目だと。第三者の視点、意見、これを取り入
れることが不可欠です。今朝、二つの新聞がこの
問題で社説を書いておりましたけれども、いずれ
もそういう第三者の関与ということを非常に強調
をしております。

そこで、人権擁護局から出されました意見具申
と行刑改革会議の問題についてお聞きをします
が、一月三十日に人権擁護局から大臣に対しまし
て、「受刑者の人権擁護について」という意見具申
が出されております。この名古屋の事件を受けま
して、人権侵害に関する受刑者からの申告の取扱
いの改善、それから革手錠の使用抑制を検討する
べきという中身であります。

当時の報道を見ますと、法務省の幹部が、極め
て重大な人権侵害であるため実効性のある再発防
止策につながる目的があるというふう述べてお
ります。ただ、当時から既に報道の中ではこの意
見具申が、革手錠の廃止、それから情願の問題、
これが法務大臣に届いていないことに踏み込まな
かったという指摘がありました。その指摘から一
か月たちますと、正にこういう指摘が正しかった
ということが明らかになったわけで、今はもう大
臣が全部情願を読む、それから六か月以内に革手

錠を廃止をするということが決まっております。本来、この人権問題でリードをすべき人権擁護局が、逆に一月末の時点では、この革手錠廃止にも踏み込めない、情願が、言わば受刑者の人権の命綱であるのにもかかわらず、機能していなかったということについて指摘をできなかったということは、むしろリードすべきなのに立ち後れた状況だったわけですね。

この点、人権擁護局長はどういうふうに認識をされているでしょうか。

○政府参考人(吉成修一君) 今、委員御指摘の一月三十日付けの意見具申でございますけれども、これは、いわゆる名古屋刑務所の五月事件とそれから九月事件につきまして私どもの方で調査を遂げまして、その結果に基づいて矯正行政上の検討課題を指摘したというものでございます。

今御指摘の革手錠の問題でございますが、これは意見具申の中におきまして、これは委員のお手元にもあると思えますけれども、記の2の(2)というところで、「暴行のおそれ」を理由とする革手錠使用の抑制についてという見出しの下に書いてございます。つまり、革手錠の使用の抑制を図る諸方策の検討を求めたところでございまして、その諸方策の一つとして代替措置を講ずることも検討課題として明示いたしております。この趣旨は、正に革手錠の廃止をも視野に入れた検討を求めたものでございます。

その結果、御案内のとおり、行刑運営に関する調査検討委員会、これは今年の三月五日に開催された第三回のものでございますけれども、その際、法務大臣から革手錠については廃止する方向で速やかに代替品の開発を進めるよう検討の指示がございまして、その日の委員会で六月以内に革手錠を廃止し、開発された代替品に移行することが決定されたという経緯がございます。

それからもう一点、情願制度の問題でございませうけれども、これは調査の対象にいたしました五月事件及び九月事件につきましては情願の在り方そのものが問題になっていないということから、

意見具申の中では触れておりませんが、ただ人権擁護機関といたしましては、受刑者からの人権相談、それから人権侵害に関する申告等、これについて大いに関心がございまして、この相談と申告を容易にし、かつ、その実効性を高めるための方策の検討を、これは意見具申の中の記の1の(2)におきましてまた明示して指摘をしておるところでございします。

○井上哲士君 当時の報道を見ましても、これが革手錠の廃止に踏み込むものだという受け止めはおよそされておりました。実際には二月、内部告発で二月になってこの消防ホース事件が出てからそういうことに踏み込まざるを得なくなったというのが経過だと思っております。

かつ、情願の問題でいいますと、私は、今は全く理由になっていないと思います。十一月の二十八日の時点で、衆議院の法務委員会でもこれは問題になっておりまして、そのときに大臣が、最初初めて見た気がすると、こういう答弁をされました。法律に違反した運用がその時点でも明らかになっていくわけですね。この審議のときに、名古屋で情願が年間三十件あると、制度が機能していないんじゃないかという指摘に對しまして、矯正局長からは十分機能しているという答弁がありました。しかし、これが全く機能していなかった、間違った認識だったということは、その後の国会の審議の中でも浮き彫りになっているわけあります。

情願というのは、皆さん方が使っておられます「行刑法」という研修教材がありまされども、「情願」というところを読みますと、「情願は被収容者の権利である。」と書いているわけですね。言わば、行政運営のあれこれの手続でありまして、受刑者が権利として大臣に直接訴える。これが全く届いていなかったという、正に受刑者の権利が重大な侵害を受けているという、そういう問題だという認識は、当時、人権擁護局としては持たなかったんでしょうか。その点どうでしょう。

○政府参考人(吉成修一君) 受刑者の不服申立ての方法といたしまして、情願という方法と、それから私どもが所管しております人権相談あるいは人権救済の申立てという方法があるかと思えます。

委員のおっしゃるような意味での情願の問題点は、一般的に私も国会審議を拝聴しておりまして認識しておりますけれども、ただ、この意見具申は、先ほど申し上げましたように、五月事件と九月事件につきましての個別の対応として私どもで措置をいたしましたということでございますので、その両事件の中では、情願そのものの在り方につきましては関係の方からの申立てというものはなかったわけでございます。

したがって、その点には触れませんでしたけれども、先ほど申し上げましたように、人権の相談と人権救済の申立ての円滑な運用といいたしましうか、適正な運用ができるように、矯正当局に、より一層の実効的な措置をお願いしたいという提言をいたしましたわけでございます。

○井上哲士君 五月事件、九月事件というのがこの名古屋の刑務所の中で連続して起こっているというのは、単にその事件の個別の対処をどうすればいいのかという問題ではなかったということが今明らかになっているわけですね。刑務所内における様々な人権が一体どうなっているかという法務行政全体を揺るがすような問題になっているわけあります。

やっぱ、人権擁護局として、現地に入って名古屋法務局と共同して調査をされたそうでありまして、こういう二つの事件の根本にある、こういう受刑者の権利がしっかりと守れていないということとは、本来、人権擁護局という最も人権については意識の高いはずの皆さんが現地に行かれていくわけですから、私は、その大本にあるこの問題をえぐり出せなかったということは、やはりこれは問題だと思っております。

ういう取扱いが当たり前のように行われていたかもしれないけれども、これはやはり不適切な行政であつた。こういうことがやっぱ発見できなかったというのが実態、たと思っております。

私は、今度の人権擁護法案の中で人権委員会に人権擁護局が横滑りをするという仕組みになっているわけでありまされども、このことを見ましても、やはり法務省の内部部局では身内のこうした不適切なやり方、法の精神もねじ曲げたような人権の命綱の問題すらやっぱ対応できなかったということとは、やはり法務省の外局で作るような人権委員会では様々なこうした行刑施設内での人権侵害に対応できないということを私は示していると思ひますが、この点、大臣、どうでしょう。

こういう状況でも外局で法務省内の人権侵害に対応できると今でもお考えでしょうか。大臣自身の私は人権感覚が問われていると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 名古屋刑務所の事件、一連の事件を振り返りますと、大いに反省すべき点が多々あると思ひます。いろいろそれぞれのつかさつかさでどのようにこれを改善したらいいかということは今真剣に検討しておりますし、民間のお力をおかりして、お知恵を拝借して、是非抜本的な改革をしたいということで行刑改革会議と称するものをやろうということに今なりつつありますが、人権法に關しましては、今の人権に関する法律の下ではなかなか十分な手だてができませんけれども、その辺を改善して、よりきちんとした方法で対応ができるようにというふうになつていく中身だと私は思つておりますので、現在お願いしております形で一刻も早く成立させていたいただきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 これだけの問題が起きながら、やはり有効な指摘が今の人権擁護局の中でできなかったということは、私はやはりこの法案は廃案にして出直すしかないということを指摘をしておきます。

大臣は、革手錠の問題につきましても、この一

月三十一日の記者会見では、報道によりまずと、革手錠そのものを要らないと言いつけることはなかなかできないと、廃止するとは簡単に言えないと、こういうことを言われたということでありまして、

五月事件の報告を数日後に保護房内での死亡事件ということで聞いておきながら、九月事件の逮捕の直後、十一月の記者会見では、過去に例を見ない事態という、こういう発言もされておりますが、現実には過去にもあったようなことがあったわけですね。

こういう一連の発言を見ておりまして、本当にやはり人権を守る法務省の最高責任者としての私は当事者能力に欠く発言だと思えます。改めて辞任という形で責任を取るべきだということを申し上げます。

その上で、行刑改革会議について最後、お聞きをいたします。

四月に発足するわけで、大変重要だと思っておりますが、二〇〇〇年の六月から法務省の矯正局と日弁連が行刑問題についての定期的な勉強会をされております。二〇〇〇年の十一月には日弁連の代表と矯正局付検事、矯正局の総務課長補佐も一緒にになりましてイギリスやドイツの行刑施設の視察も行っておりまして、こういう大変立派な報告書も出ております。

この勉強会が始まった経緯、それからこの間の取組など、そして今後の方向、これはどういうことになっているのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 矯正局におきましては、平成十二年当時、法務省におきまして受刑者の移送制度について検討を進めていた状況にございまして、また、日本弁護士連合会との意見交換というものも久しく途絶えていたというような事情もございましたこと等々から、受刑者処遇について日弁連と意見交換の機会を設けるというのがそもその発端でございました。

この勉強会の性格でございまして、過日御議論になっております監獄法改正を直接の目

的とするものではございません。受刑者処遇の在り方について、矯正局と日弁連との意思疎通と相互理解を深めるということを当面の目的といたしまして、平成十二年六月五日に全体会議を開きまして、同年七月十九日以降、ワーキンググループによる勉強会において、刑務作業、教育等の各議題について意見交換を行っております。現在までに十四回のワーキンググループを開催いたしまして、日弁連との間で当初、意見交換をすることを予定しておりました各議題についての意見交換、これは近々終了する見込みでございまして。

今後、この勉強会をどのように運営していくかにつきましては、種々の状況を勘案いたしまして、日弁連ともよく協議して決めていくことになろうかと、かように考えております。

○井上哲士君 この中でも述べられておりますけれども、とかく対立することが多かった日弁連と法務省がこの問題で海外調査を実施した非常に画期的なものだということ、私もこのワーキンググループの議事報告も全部読ましていただきましたけれども、大変いろんなことにわたって細かく議論もされております。

当然、ここで行われてきた成果をこの行刑改革会議の中に生かしていくべきだというふうに思うわけですが、その点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 今、局長がお話しいたしましたように、専門家のお集まりになった矯正局と日弁連との研究会は非常に有益であったと思っておりますし、それなりに専門的な立場から深く突っ込んでいただいたことであろうと思っておりますので、その報告書を十分参考にさせていただくということとは大いにあると思っておりますが、行刑改革会議そのものは、その分野だけではなくて、更に広い様々な問題を国民の一般的な普通の常識の立場から見

てどうすればいいかということをも更に考えていただくということでありまして、おっしゃるよう

に、この研究会の報告書を参考にさせていただくということは十分あると思えますし、また場合によっては、そのときに御参加なさった方の御意見をヒアリングさせていただくということもあろうかと思えますが、いろんな形でそのように参考にさせていただこうというふうに考えております。

○井上哲士君 ほぼ第一ラウンドの議論が進んで第二ラウンドに進むということに元々の流れとしてはなっているわけですから、これはこれで大いにこの勉強会を生かすつ、本当の意味での改革ということをしていくことが必要であります。

人的にも、先ほどもありましたけれども、こうした専門家を参加をさせていただくことが必要だと思

うんですけれども、その点での改めて御所見をお願いをいたします。代用監獄の存続を前提にした新法制定などの報道もあるわけですが、これは論外でありまして、一番必要なのは、本当に

やつぱり受刑者の権利を明確にして、そして第三者の目がきちっと入ると、こういうシステムを作っていくことかと思えます。そういうために

も、人選について改めて御所見を聞いて、質問を終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 森山法務大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど来お話ししておりますように、広い立場から民間の方をお願いして御意見を承るといふ趣旨の会議でございまして、先生御指摘の点もよく踏まえながら、最善の努力をしていきたいというふうに思っています。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

刑務所の内部の問題に関して、刑事告訴、告発のあったケースはここ十年間、何件ありますでしょうか。

は、網羅的には把握してございませんが、告発がなされた事実として、例えば現在起訴をしております一連の名古屋の関係の事件、これは矯正管区長から告発を受けております。そのほか、三重刑務所刑務官が受刑者に対し暴行を加えた事実、これは平成、暴行を加えた事実があるものと承知しております。

また、告訴がなされた事実としては、例えば、またこれは今回の事件後でございまして、平成十四年十一月に名古屋刑務所の元受刑者が刑務官を告訴した事例、平成十五年三月に名古屋刑務所の在監者が刑務官三名を告訴した事例、平成十四年十一月に高松刑務所の在監者が刑務官を告訴した事例、さらに平成十二年十一月に神戸刑務所の在監者が刑務官を告訴した事例があるものというふうに承知しております。

○福島瑞穂君 法務省の方は、刑務所の内部での刑事告訴、告発のあったケースについては、同様に把握をされていらないのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 委員御案内のとおり、告訴、告発と申しますのは、告訴人、告発人、対検察官若しくは警察官という関係でございまして、私どもはそれを把握する立場にございませ

ん。

○福島瑞穂君 私は内部資料での告訴のケースを見たことがあるんですが、じゃもう一回調べてお聞きします。

先ほど、刑事局長が告訴、告発のあったケースについておっしゃいましたが、そのうち何件、捜査が開始され起訴されているのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 先ほど申し上げましたのは告訴、告発がなされておりますから、すべて立件されて捜査を遂げております。

一連の名古屋の事件は別といたしまして、三重の事件につきましては、三重刑務所の事件につきましては、三重刑務所刑務官が受刑者七名に対して、九度にわたる足げにしたり殴打するなどの暴行を加えた事実でございまして、平成十二年九月十八日、特別公務員暴行陵虐罪により起訴され、

同年十二月十五日、津地裁におきまして有罪判決、懲役十月執行猶予三年が言い渡されており

それ以外につきましては、いわゆる告訴を受けた事件で、平成十四年の七月事案それから平成十四年十一月の高松の事案は現在捜査中でございまして、十二月に刑務官から暴行等を受けたとして告訴をされました事案につきましては、平成十二年十二月二十八日に神戸地検明石支部において不起訴、嫌疑なしというふう処理されております。

○福島瑞穂君 詳しくなくて結構ですので、この十年間のうち刑事告訴を、内部の受刑者の刑事告訴をきっかけにして起訴されたケースというのはあります。

○政府参考人(樋渡利秋君) 網羅的に把握しておられないんですが、調べて御報告させていただきます。

○福島瑞穂君 よろしくお願います。

なぜこういう質問をするかといいますと、法務大臣情願は大臣が、歴代の大臣が読んでこなかった。刑事告訴、告発をしても実は立件をされない、起訴されなくてそのままになってしまうケースが非常に多い。今、うんうんうなずいてくださっています。そういうふうな刑事告訴があってもきちっと実は立件をされなかった。弁護士会が人権救済の申立てをして若干改善があったかもしれないけれども、実はなかったというケースが多かった。ですから、今回の名古屋の刑務所の事件をきっかけに、千六百名の死亡のケースあるいは拷問死のケースが出てきました。

要するに、捜査機関もそれから法務省もそれから国会もこれにメスを本当に入られてこなかった。訴えた人間はだれからも聞いてもらえなかったし、むしろ嫌がらせを受けてきたということがあります。

これはちょっと今日、質問通告していますが、難しいかもしれませんが、情願申立てをしたなどで独居房に入れられる人の割合というふうなもの

はあります。もし、なければならぬ結構です。○政府参考人(中井憲治君) 委員御案内のとおり、情願書を作成中の者についてはその期間中、独居房に収容する等いたしまして、情願内容の秘密保持がされるように配慮することとされているわけでございます。しかし、近年、過剰収容でございまして、各施設とも独居房が慢性的に不足しております。他方、情願の申立て件数、申し立てる者の数も著しく増加しているということでございます。情願書を作成中の者すべてがこれが夜間独居房に収容するということは、恐らくこれは事実上困難な現状にあると思われま

御趣旨を誤解しているかもしれませんが、私も、いずれにいたしましても、情願を申し立てた人と独居房に入れられた人との割合という形では私も統計は取っておりませんので、不明でございます。

○福島瑞穂君 そうすると、情願をすると必ず独居房にその期間は入れられるわけですね。○政府参考人(中井憲治君) 先ほど説明いたしましたように、一般的には夜の間は独居房に収容することとしているわけでありまして、先ほど御説明いたしましたように、各施設とも過剰収容のために独居房が慢性的に不足しておると。それからまた、情願の申し立てる者の数も著しく増加していることであるので、現実には、今申し上げたように、夜間独居房に収容することは困難な現状にあるというふうに私どもは認識しているところでございます。

○福島瑞穂君 情願申立てと厳正独居に入れられるというこの関係性はありますか。

○政府参考人(中井憲治君) 端的にお答えいたしますと、処遇上の理由で他の受刑者から隔離することが必要な受刑者、これは情願書作成のいかんにかかわらず独居拘禁とされるわけでありまして、けれども、委員の御指摘の趣旨を誤解していないとすれば、いわゆる情願書作成を理由として、言わばそれを嫌がらせとして独居拘禁することはあるかという趣旨のお尋ねだとすれば、私どもはその

ようなことはないという具合に承知しているところでございます。

○福島瑞穂君 弁護士会が刑務所についての人権の一一〇番をやりました。結構、情願をやると嫌がらせを受ける。情願をやるとうんうん仕返し、これ読まなかった情願で、やった人は気の毒だと思いがすが、情願をすると仕返しを受けるというふうに、そのことをみんな怖がっている。

実際、私、手紙をもらったのは、情願、法務大臣情願は外からは見られないことになっていきますが、その人は、どうも自分は見られてるんじゃないか、工場に行っている間、御飯粒を付けて、ちよつとでも動かしたら、細工をして分かるようにしていたら、帰ってきたら動いてたという手紙だったんですね。だから、本人は工場に行ったりするわけですから、自分の情願が読まれているのではないかというふうなものもありました。

それから、これは二〇〇二年七月のケースで、刑事告訴した人が国会議員に三月十七日発送の手紙を書いています。

私は、昨年、名古屋刑務所を刑事告訴手続をしてからというもの、いろいろと精神的圧力や、刑務官を名で告訴していることから、今度はその刑務官に、おい、おまえ、わしを訴えとるんか。いいぞ、訴えなければ訴えて。ただ、おまえ、体気付けろよとか、覚えてろとか、夜中私が寝ていると、部屋の扉を叩いているのかたいたっているのか分かりますが、二、三時間越しにどかんとやられ寝かせてもらえなかったりという、ということの訴えの手紙が来ている。実際、この、おまえ、体気付けろよと言われたというのは私も聞いて、本人から手紙等で聞いているんですが、こういうことが起きます。

実は、明らかになった二〇〇〇年の九月の重傷のケースは、本人がエアブラシを体に吹き付けたことを理由に職務怠慢で懲罰になったケースです。本人はその懲罰がおかしいと言った弁護士会に人権救済の申立てをしていました。刑務官は、何としてでもその人権救済の申立てをやめさせた

いと、保護房に何度も入れました。革手錠もしました。本人は、じゃ人権救済の申立てをやめると言っただけでも、やっぱりおかしい、あれは懲罰としておかしいということで、やっぱり人権救済の申立ての取下げをしませんと言ったら、あした弁護士が会いに来る日の前に革手錠で締められて、それで腸が破裂して腹膜炎で重傷によつたケースです。

つまり、名古屋の刑務所で私たちが学ばなければいけないのは、例えば、ねらわれたら、つまりない理由で懲罰とか厳正独居とか入れられる、それに対しておかしいというふうな不服申立てをすれば、それを理由に重傷の事件が起きているわけ。つまり、この刑事告訴した人もそれにおびえているわけですが、刑務所の中でこれはおかしいんじゃないかと不服を言うと、それがきっかけでいじめに遭ったり仕返しを受けたり、取り下げらるまで保護房に入れられたり革手錠で締め上げられたりというのがあの刑務所の中の実態です。

ですから、今、私たちが議論している最中も、こういうふうにも刑事告訴をしたことで嫌がらせが行われているんだとしたら、全然変わっていないんですよ。表面的に何かを変えても絶対駄目で、絶対にこれは変わっていないんですよ。権利救済をしたらいじめられる、だからこそ今まで刑務所の中の人権問題がこういう形で戦後一度も議論ができなかったんですよ。

だから、どうして人権救済ができないか、ここに根本的にメスを入れない限り、絶対それは、今まで監獄法ができて百年近くふたをしていたように、今後出てこないですよ。大臣、どうですか。○国務大臣(森山眞弓君) だからこそ、私はこの問題が起こつてきましたのをきっかけにいたしまして、根本的に反省し、見直しをしていかなければいけないというふうな思っております。

監獄法という法律が明治四十一年にできたもので、それ以来百年近くいろんな理由で改正もされないままやってまいりましたし、そのような基本的な背景があったものですから、職員の間にも非

常に閉鎖的な、あるいは身内だけの共通理解というふうなことで、外とのオープンな関係というのが持たれないままに来てしまったのではないかと、それを基本的にこの際、一から考え直して改めなければいけないという、その非常に重要なきっかけだというふうに考えております。

したがって、先般来お話ししておりますように、省内において調査検討委員会をし、そしてその問題の整理をいたしまして、それらを材料にして民間の有識者の方々の御意見を率直に承って、そして基本的に新しい世紀の新しい矯正はいかにあるべきかということを考える有識者の行刑改革会議を持ちたいというふうに考えております。

これについてもできるだけ早くスタートさせまして、先生方にも御納得のいくような内容の御提言をちょうだいするということを期待しているわけでございます。

○福島瑞穂君 行革会議にも本望に期待するわけですが、現在進行形でも起きていると。統括が、そんな締め方では甘つちよい、ぐうの音も出ないように締め上げる、殺してしまえとか、殺してやろうとか、死ぬなどと言われ、私自身、このままでは体や命に重大な支障を来す、殺されると思ったことなどが頭をよぎり、私は果たしてここ、名古屋刑務所から正常な精神状態で出所できるのかと悩んでいます。これはもう現在進行形の問題です。ですから、権利救済をそもそも恐ろしくてできないと。やったらもっと恐ろしくなつて、私は生きて刑務所を出るだろうかというふうになるわけですね。これが現在進行形で起きていますので、こういう対処を是非お願いします。

刑務所の問題がなぜ外へ出ないかということですが、言いますと、これは広島島の事案なんです、一九九七年と九八年、広島弁護士会にそれぞれ刑務官から暴行を受けた、身体検査で屈辱的な扱いを受けたなどと、二名が人権救済の申立てをいたしました。弁護士が事実調査のため面会を求めたところ、本人には会えたものの、目撃者とされる他の受刑者との面会は施設の管理上許可しないとして

拒否されています。この拒否はおかしいと。つまり、本人には会えても、目撃者に会いたいと弁護士が思っても、刑務所の中に行つて会えないわけですから、目撃証人に会えないわけですから、でも刑務所側は会わせなかったわけですね。

本日、その裁判がありまして、残念ながら原告敗訴の一審判決が出ました。でも、会わせないといいのはひどいと思うんですね。一つは、なぜ刑務所の中がこれほど風通しが悪いのかといいますが、基本的に家族にしか会わせない、弁護士も、依頼している弁護士しか会わせない。ですから、何か問題があると思つても会えないんですね。

昭和五十九年六月に新潟刑務所で六日間に四名もの受刑者が相次いで死亡するという事案が起きました。大量死亡事故はおかしいということで、弁護士が会いに行つたんですが、刑務所側はやっぱり会わせません。依頼されている弁護士じゃないわけですから会わせないわけですね。つまり、弁護士会も、中に入つて調査をしたいと思つても拒否される。国会議員も入れないわけですね。

私は、刑務所の中の人権侵害をやつぱりなくするためには、家族だけではなくて知り合いや友人、それから弁護士、国会議員、こういう人たちが本当に、ジャーナリスト、一般の人たちも会えるというシステムを作る必要がある。それは立法上必ずやらなくと駄目ではないかと。

南アフリカに行ったときに、今はアパルトヘイトなくなりましたが、黒人の活動家が拷問を受けないように白人の活動家たちは毎月必ず会いに行く。そうすると、拷問に遭つていたら必ずそのことが本人話しますから、家族しか会えないとすると、家族から見放された人は何を中でやられようが分からない。事件が起きて目撃者に証言取つてほしいと弁護士思つても、そもそも会えないという事態があるわけですね。

この面会や文通についての例外措置というのか、家族にしか会えないことがこんなに刑務所を風通し悪くし、人権救済しようにも外部から手が入らないということに関して、大臣、改善の余地はないでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) そのようなことも含めて、先ほど来申し上げているような、皆さんのお知恵をおかりして、総合的に検討していきたいというふうに考えています。

○福島瑞穂君 是非、家族にしか会えないという国はほとんどありませんので、ほとんどというのか極めて少ないですから、是非改善をお願いします。また、受刑者が弁護士を依頼したい、NGOに連絡したいというときに、全く手だてがありません。弁護士の名前を教えない。NGOの名前を教えない。どこに訴えて、訴えようにもないわけですね。そういう情報をきちっと教えるべきではないか。

御存じ、イギリスの刑務所では、あなたはこのNGOに連絡ができますというパンフレット等を刑務所の内部で配っています。あなたにはこんな権利があるとか、権利救済のための情報提供等、弁護士会の番号や住所、そういうものを刑務所の中にきちっと置くべきではないでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 私の方から現状の御説明をしたいと思つていますが、被収容者の不服申立てに関しましては、現在におきまして、それぞれの居室に備え付けられた生活心得の冊子等に、情願あるいは面接制度等の監獄法上の不服申立てについて詳しく記載しておりますし、また、裁判所へ訴訟を提起できることや捜査機関に告訴、告発することができるということ等も記載している施設もあると承知している次第でございます。

大臣からは、行刑運営に関する調査検討委員会に対しまして、矯正局から独立した体制で情願その他の救済申立てを調査することを検討しなさいと、かような指示がされているところでございまして、ただいまの委員の御指摘も踏まえて、同委員会でも各般の検討がなされるものと思っております。

○福島瑞穂君 情願も面接も刑務所内部の問題です。ですから、弁護士会の名前や、あるいはNGO

○の名前の情報提供をしなければ、結局、告訴したいと思つてもどうしていいか実は分からないわけですから、是非その点の情報提供、現状では物すごい嫌がらせを受けるという話を聞きますし、実は情願の紙をもらうのだった物すごく嫌がらせを受けるという手紙をたくさんもらっています。権利救済ができない、やれば嫌がらせを受けることがこんなひどい状況を生んでいるわけですから、その点はよろしくお願いします。

先日、拷問等禁止条約の選択議定書をなぜ批准しないかというふうに聞きましたところ、もっといいものを作る旨の回答がありました。これは拷問等防止小委員会では、日本代表は、締約国の領域内の拘禁場所を査察する制限のない権限を持った国際機関の適切性について疑問を投じたというふうな報道、言われておりますが、そのとおりでしょうか。日本政府はなぜ国際機関による査察についてそんなに嫌がるのでしょうか。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。御指摘の報告書の日本政府代表による発言は、日本政府は締約国の領域内の拘禁場所の視察について無制限の権限を有する国際機関が適当であるのか疑問を呈するとの記述を指しているものと思われまふ。

これは、二〇〇二年の第十回の作業部会の冒頭、冒頭に、選択議定書草案に関する一般的な議論の中で日本代表より行われた発言の一部でございまして、日本代表団よりは、多くの国が参加し得る効果的なメカニズムを構築すべきとの基本原則を支持するとして上で、作業部会において議論を尽くしていくべき論点の一つとして提起させていただきまふ。

昨日述べさせていただきましたように、政府は、これまでの国連の討議の場におきましては、審議過程及び予算等の観点から、人権委員会等の場では反対投票をいたしました。他方、その後の国連総会の本会議では、本議定書案が採択されることになるであろうとの判断に基づきまして、採択後において視察メカニズムが効果的に活動でき

るようにするべく我が国として関与していくことが適當であると判断して、棄権に投票態度を変えた次第でございます。

現在、政府といたしましては、この議定書に言うところの視察の具体的な態様等、選任議定書の中身と国内法との関係等について調査しております。締結について真剣かつ慎重に検討を進めさせていただいているところでございます。

○福島瑞穂君 ヨーロッパの拷問等小委員会は、トルコの刑務所の査察をし、事実、そのヒアリングをやった結果、トルコの警察の中に拷問道具がある拷問部屋を発見した。つまり、外からきちつと査察が入ることによって刑務所の内部のなかなか外に出ない問題ができるわけです。

こういう問題に関して、日本が反対というのをやること自身が本当に実は理解できない人権後進国だと思いますので、是非選任議定書の、本会議では棄権をされたわけですから、是非選任議定書の批准に向けて努力をしてくださるよう申し上げます。

今日は、野共共闘で、千六百のうちのセレクトをして、カルテ、保護房収容、革手錠使用の場合は視察表、矯正局あての報告書を出してくださるよう、先ほどから千葉理事、そして井上理事の方からも話がありました。有効なる人権救済機関がない中で、国会はやっぱり有力なる人権救済機関の一つだと思えます。きちつとメスを入れる意味でも、資料を出してくださるようお願いします。

昨日、医療の問題の常勤、非常勤に聞き、先ほど千葉理事の方からもありました。宮城は一日五時までしか働かなくて常勤になったり、もうばらばらなんです。これ、昨日、幾ら給与を払っていますかということについては御返答いただきませんでした。今日も質問通告していますので、給与を教えてください。

○委員長(魚住裕一郎君) 手短に。

○政府参考人(中井憲治君) 宮城刑務所におきましては、一人当たり一千二百万でございます。

○委員長(魚住裕一郎君) 時間ですが。

○福島瑞穂君 はい。じゃ、一週間に一遍、九時から五時半だけ働いて一千百万というのはやはりおかしいと思います。医療を、そういう、やつぱりそれはおかしいですよ。全然おかしいですよ。だって、常勤とあるから毎日診てもらえるのかなと思つたら、一回しか診てもらわなくて、しかも月に四回だけしか働かなくて、しかも五時半で終わつて一千百万というのは……(一千二百万と呼ぶ者あり)一千二百万。いやいやもつと悪いですね。一千二百万というんでしたら。

いや、もちろんお金払うのは構わないんです。でも、きちつとした医療を常勤としてやると。常勤で一週間に一遍しかない。そして一千二百万。これは本当に受刑者にとつてもひどいし、法務委員会としても税金の使い道がおいしいということ、改善を申し上げて、質問を終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(魚住裕一郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案について、政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を三十人及び判事補の員数を十五人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判官の員数を増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官等を二百五十二人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を二百四十三人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

続いて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行うものとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、同市に設立されているさいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域について変更を行うものとしてあります。

第二点は、簡易裁判所の名称の変更であります。裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃止し、その区域をもって周南市が置かれることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に變更しようとするものであります。

第三点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同法別表第四表及び第五表について必要とされる整理を行うものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。政府といたしましては、以上を内容とする各法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案において、「平成十五年四月一日」となっている施行期日を、「公布の日」に改める旨の修正が行われ、また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案において、「平成十五年四月一日」となっている施行期日を、「公布の日」に改める旨の修正及びこれに伴う所要の修正が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいようをお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左の表に掲げる通り」を「次の表のとおり」に改め、同条の表中「一、四二〇人」を「一、四五〇人」に、「八一四人」を「八二九人」に改める。
第二条中「二万六千六百六十四人」を「二万六千七百三十三人」に改める。

附則

公布の日
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(小字及び)は衆議院修正

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律
の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律
の一部を改正する法律

別表第四表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。
別表第五表さいたま簡易裁判所の項を次のように改める。

周南簡易裁判所

周南市

別表第五表さいたま簡易裁判所の項を次のように改める。

さいたま

埼玉県の内

さいたま市の内

中央区 桜区 浦和区 南区 緑区
蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市

別表第五表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「さいたま市大宮総合行政センターの所管区域」を「西
区 北区 大宮区 見沼区」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「大里村」を「大里町」に、
「川里村」を「川里町」に改め、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「荖崎町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄
区域の欄中「取手市」を「取手市 守谷市」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿嶋市」を
「鹿嶋市 潮来市」に改め、同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「静岡市」を「静岡市(清水簡易裁判所
の管轄区域を除く)」に改める。
別表第五表清水簡易裁判所の項を次のように改める。

静岡県の内

静岡市清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水
淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本
町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水
入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清
水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅ヶ岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清
水上原、清水上原一丁目、清水上原二丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清
水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清
水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢
町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目
まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津清見
寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水折戸、清水小芝町、清水小島町、
清水小島本町、清水尾羽、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上二丁目、清水上三丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町

清

水

一丁目、清水北矢部町二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木
の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から
清水草薙三丁目まで、清水草薙杉道一丁目から清水草薙杉道三丁目まで、清
水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、
清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁
目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、
清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水穴
原、清水沢川、清水沢川一丁目から清水沢川三丁目まで、清水島崎町、清水
下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、
清水下野東、清水下野緑町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上力町、清水
新富町、清水新緑町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開
三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高
橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、清水但沼町、清水立
花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清
水辻五丁目まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王
町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水
堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水
鳥坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新
屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部町、清水中之
郷、清水中之郷一丁目から清水中之郷三丁目まで、清水西大曲町、清水西久
保、清水西久保一丁目、清水西里、清水西高町、清水二の丸町、清水布沢、
清水沼田町、清水能島、清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、清水浜田町、清水
原、清水半左衛門新田、清水東大曲町、清水日立町、清水日の出町、清水広
瀬、清水平川地、清水富士見町、清水船越、清水船越町、清水船越東町、清
水船越南町、清水船原一丁目、清水船原二丁目、清水蛇塚、清水堀込、清水
本郷町、清水本町、清水真砂町、清水町、清水松井町、清水松原町、清水馬
走、清水馬走北、清水馬走坂の上、清水万世町一丁目、清水万世町二丁目、
清水御門台、清水緑が丘町、清水港町一丁目、清水港町二丁目、清水南岡
町、清水南矢部、清水美濃輪町、清水三保、清水宮下町、清水宮代町、清水
宮加三、清水向田町、清水迎山町、清水村松、清水村松一丁目、清水村松地
先新田、清水村松原一丁目から清水村松原三丁目まで、清水元城町、清水茂
畑、清水八木間町、清水矢倉町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、清水八坂
北二丁目、清水八坂西町、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂
南町、清水谷田、清水八千代町、清水谷津町一丁目、清水谷津町二丁目、清
水山切、清水弥生町、清水山原、清水横砂、清水横砂中町、清水横砂西町、
清水横砂東町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水吉原及び清水和田島
庵原郡

別表第五表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「韮崎市」を「韮崎市 南アルプス市」に改め、同表右京

簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町二丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町」を「向日町簡易裁判所の管轄区域」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を「守山市 栗東市」に改め、「栗太郡」を削り、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「各務原市」を「各務原市 山県市」に改め、「山県郡」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐伯町 吉和村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈町」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木江町東野町 大崎町」を「大崎上島町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「沼隈郡の内 内海町」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「神石郡」を「神石郡 沼隈郡」に改め、「沼隈郡の内 沼隈町」を削り、同表府中簡易裁判所の管轄区域の欄中「蘆品郡」を削る。

別表第五表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周 南	山口県の内
	周南市 下松市 光市 熊毛郡の内 大和町

別表第五表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸満市」を「糸満市 豊見城市」に改め、「豊見城市」を削り、「仲里村 具志川村」を「久米島町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内 安代町」

を削り、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内 浄法寺町」を「二戸市 二戸郡」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大川郡」を「さぬき市 東かがわ市」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月同月二十一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。